

女性の職業選択に資する情報の公表について

本データの公表は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第17条に規定される「女性の職業選択に資する情報の公表」に基づき行うものです。

項目	実績値		目標値 (平成30年度)
	計画策定時 (平成28年3月時点)	現状 (平成29年8月時点)	
採用者に占める女性の割合	37.2% (平成27年度)	50.5% (平成29年度) ※1	40%以上
管理職に占める女性の割合	11.4% (平成27年度)	13.3% (平成29年度)	12%以上
役職者に占める女性の割合	19.6% (平成27年度)	21.4% (平成29年度)	26.8%以上
男性職員の育児休業の取得率	4.5% (平成26年度)	8.3% (平成28年度)	10%以上
女性職員の育児休業の取得率	96.8% (平成26年度)	96.8% (平成28年度)	—
男性職員の出産サポート休暇の取得率 ※2	93.6% (平成26年度)	96.8% (平成28年度)	100%
男性職員の子育て/パパ休暇の取得率 ※3	91.7% (平成26年度)	89.2% (平成28年度)	100%
時間外勤務の状況 (一人一月あたりの平均時間外勤務時間)	11.7時間 (平成26年度)	11.8時間 (平成28年度)	—
継続勤務年数の男女差	3年1月 〔 男性 18年11月 女性 15年10月 〕	2年9月 〔 男性 17年4月 女性 14年7月 〕	—

※1 職種別の採用者数と女性の割合

職種群	職種	採用者総数(A)	女性採用者数(B)	女性割合(B/A)
事務職	一般事務、社会福祉	97	61	62.9%
技術職	土木、建築など	43	6	14.0%
有資格専門職	保育士、保健師など	32	29	90.6%
消防職	消防職	30	6	20.0%
合計		202	102	50.5%

※数値は、少数第2位を四捨五入して算出しています。

※2 男性職員の出産サポート休暇

妻が出産する場合、出産予定日前6日から出産日後14日までの間に、男性職員が取得可能な特別休暇（最大2日）

※3 男性職員の子育て/パパ休暇

妻が出産する場合、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育をする場合に、妻の出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内に、育児参加のために取得可能な特別休暇（最大5日）